

本検討会における検討事項と論点について

改正廃棄物処理法第17条の2(有害使用済機器の保管等)と政省令に規定すべき事項

改正廃棄物処理法第17条の2(有害使用済機器の保管等)に係る政省令に記載すべき事項は以下のとおり。

| | 条文 | 政省令に規定すべき事項 |
|-----|---|---|
| 第1項 | 使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。)の保管又は処分を業として行おうとする者(適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。)は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 | ①有害使用済機器の指定(政令事項) ③適用除外の者(省令事項) ④有害使用済機器の保管等の届出(省令事項) |
| 第2項 | 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。 | ②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準(政令事項) |
| 第3項 | 次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三(第一号及び第三号を除く。)並びに第十九条の五第一項(第二号から第四号までを除く。)及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。 | |
| 第4項 | 環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならない。 | |
| 第5項 | 有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。 | |
| 第6項 | 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。 | ⑤上記のほか必要な事項(政令事項) |

⇒本日は、このうち、①有害使用済機器の指定(政令事項)、②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準(政令事項)について検討

①有害使用済機器の指定

<根拠条文>

- 使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下この条及び第三十条第六号において「**有害使用済機器**」という。)の保管又は処分を業として行おうとする者(適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。)は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。【法第17条の2第1項】

(参考)

<廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分>

- 内部に有害物質が含まれ、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等(使用済電気電子機器等)が、製品としての再使用が行われず、破砕等されたもの(雑品スクラップがこれに該当)については、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるものと考えられる。

<整備方針(案)>

■ 対象機器

- 家電リサイクル法対象の「家電4品目」及び小型家電リサイクル法対象の「小型家電28品目」は、含有される鉛が流出する可能性や、内蔵バッテリーによる火災の可能性もあり、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある
- このため、「家電4品目」、「小型家電28品目」を全て指定することとしてはどうか

■ 指定する機器の単位

- 個別の機種単位で指定した場合、運用コストが膨大となり、実効的な制度とならない懸念がある
- このため、家電・小型家電について、品目単位(4ページ参照)で指定することとしてはどうか

①有害使用済機器の指定

(参考)家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目

<家電リサイクル法対象4品目>

1. ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機

<小型家電リサイクル法対象28品目>

1. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
3. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機(家電リサイクル法対象のテレビジョン受信機を除く)
4. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
5. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
6. パーソナルコンピューター
7. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
8. プリンターその他の印刷装置
9. ディスプレイその他の表示装置
10. 電子書籍端末
11. 電動ミシン

12. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
13. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14. ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16. フィルムカメラ
17. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具(家電リサイクル法対象の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く)
18. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具(家電リサイクル法対象のユニット型エアコンディショナーを除く)
19. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(家電リサイクル法対象の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
20. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22. 電気マッサージ器
23. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
25. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
26. 電子時計及び電気時計
27. 電子楽器及び電気楽器
28. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

①有害使用済機器の指定

家電4品目、小型家電28品目の多くは、有害物質である鉛を含んでいる。

①家電製品(8品目)※1、2、3

| 品目 | 排出台数(台) | 製品1台に含まれる鉛重量(g) |
|----------|-----------|-----------------|
| エアコン | 6,153,000 | 20.2 |
| ブラウン管テレビ | 7,566,000 | 700.7 |
| 液晶テレビ | 1,904,000 | 8.4 |
| プラズマテレビ | | 23.8 |
| 電気冷蔵庫 | 4,504,000 | 11.1 |
| 電気洗濯機 | 4,542,000 | 19.5 |
| 乾燥機 | | 12.9 |

【分析方法】

①家電製品

- ・金属、銅線、基板等ごとに破碎し、各分類の重量比により試料を混合、調整。
- ・分析方法:酸分解、アルカリ融解-ICP法

②小型電気電子機器

- ・基板を破碎し、試料を混合、調整。
- ・分析方法:王水分解+アルカリ溶融、基本的にICP発光分析装置及びICP質量分析装置を併用して分析

②小型電気電子機器(小型家電28品目のうち代表的な製品)※4

| 小型家電28品目の分類 | 小型家電28品目のうち代表的な製品 | 排出台数(台) | 製品1台中の基板に含まれる鉛重量(g) |
|---|---------------------------|------------|---------------------|
| 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 | 電話 | 3,991,933 | 3.175 |
| 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具 | 携帯電話端末 | 40,157,667 | 0.437 |
| ラジオ受信機及びテレビジョン受信機 | ラジオ | 2,265,667 | 2.272 |
| デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具 | デジタルカメラ | 10,507,667 | 0.839 |
| デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 | テープレコーダ | 5,454,667 | 0.983 |
| パーソナルコンピュータ | パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型 | 6,696,000 | 3.104 |
| プリンターその他の印刷機器 | モニター(パーソナルコンピュータ用) | 5,385,333 | 9.446 |
| ディスプレイその他の表示装置 | プロジェクター | 392,504 | 17.469 |
| 電動ミシン | 電気ミシン | 1,272,275 | 1.966 |
| 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 | 電卓 | 7,706,500 | 0.193 |
| 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 | 治療浴用機器及び装置 | 3,723,065 | 1.985 |
| フィルムカメラ | フィルムカメラ | 91,057 | 0.815 |
| ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具 | 電子ジャー | 6,180,333 | 3.008 |
| 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具 | 扇風機 | 2,010,000 | 0.873 |
| 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具 | 電気掃除機 | 5,559,667 | 0.390 |
| ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 | 電気かみそり | 8,108,000 | 0.056 |
| 蛍光灯器具その他の電気照明器具 | 照明器具 | 59,754,277 | 0.346 |
| 電子時計及び電気時計 | 電子時計及び電気時計 | 82,431,127 | 0.248 |
| ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 | 携帯型ゲーム機 | 9,606,667 | 0.689 |

※1:環境省:平成19年度家電リサイクル推進調査報告書(平成20年3月)


※2:経済産業省:平成21年度使用済家電4品目の経過年数等調査報告書(平成22年3月)

※3:一般財団法人家電製品協会:家電リサイクル実績(平成21年度の再商品化処理台数、再商品化等処理重量)

※4:中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会含有量分析結果資料に基づき作成

①有害使用済機器の指定

最近発生した火災事故ではスクラップに使用済家電を含むケースが多く見られる

| 発生日 | 発生場所 | 事案の概要 | (報道や関係者への聞き取り等を基に記載) |
|-------|----------|---|---|
| 8月7日 | 埼玉県三芳町 | リサイクル会社のスクラップヤードで 家電製品 から出火。 | |
| 8月6日 | 大阪府堺市 | リサイクル会社の敷地内で 電化製品 から出火 | |
| 7月27日 | 福岡県糸島市 | リサイクル会社の敷地内に野積みされていた 家電製品 から出火。消防車約20台が出動。福岡市のPM2.5測定機器で高濃度の数値を記録。 | |
| 7月20日 | 静岡県浜松市 | 金属買取業者のスクラップヤードでバッテリー類から出火。 | |
| 7月19日 | 和歌山県和歌山市 | 船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。 使用済家電 やモーター類が積荷に混入。 | |
| 7月13日 | 千葉県市原市 | 船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。 使用済家電 やモーター類が積荷に混入。 | |
| 5月19日 | 兵庫県尼崎市 | 金属買取業者のスクラップヤードでスクラップの山から出火。スクラップに 使用済家電 やバッテリー類が混入。消防車約19台が出動。 |  <p>尼崎市での火災の様子 (兵庫県消防防災航空隊提供)</p> |
| 5月17日 | 新潟県上越市 | スクラップ輸出業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約3時間にわたり燃えた。 | |
| 5月13日 | 宮城県仙台市 | 金属スクラップリサイクル業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約500立方メートルのスクラップが燃えた。 | |
| 5月1日 | 千葉県船橋市 | 船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。 使用済家電 やモーター類が積荷に混入。 | |
| 4月24日 | 福岡県福岡市 | 船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。 使用済家電 が積荷に混入。約15時間半後に鎮火し、船体の大部分が沈没。船体から油が海に流出。 | |
| 1月31日 | 愛知県名古屋市 | 船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。 | |

②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準

<根拠条文>

- 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。【法第17条の2第2項】

(参考)

<廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分>

- その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべきである。さらに、処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべき。

<整備方針(案)>

■ 基本的な考え方

- 廃棄物の処理基準を基本とし、家電・小型家電の処理方法等も踏まえて規定してはどうか

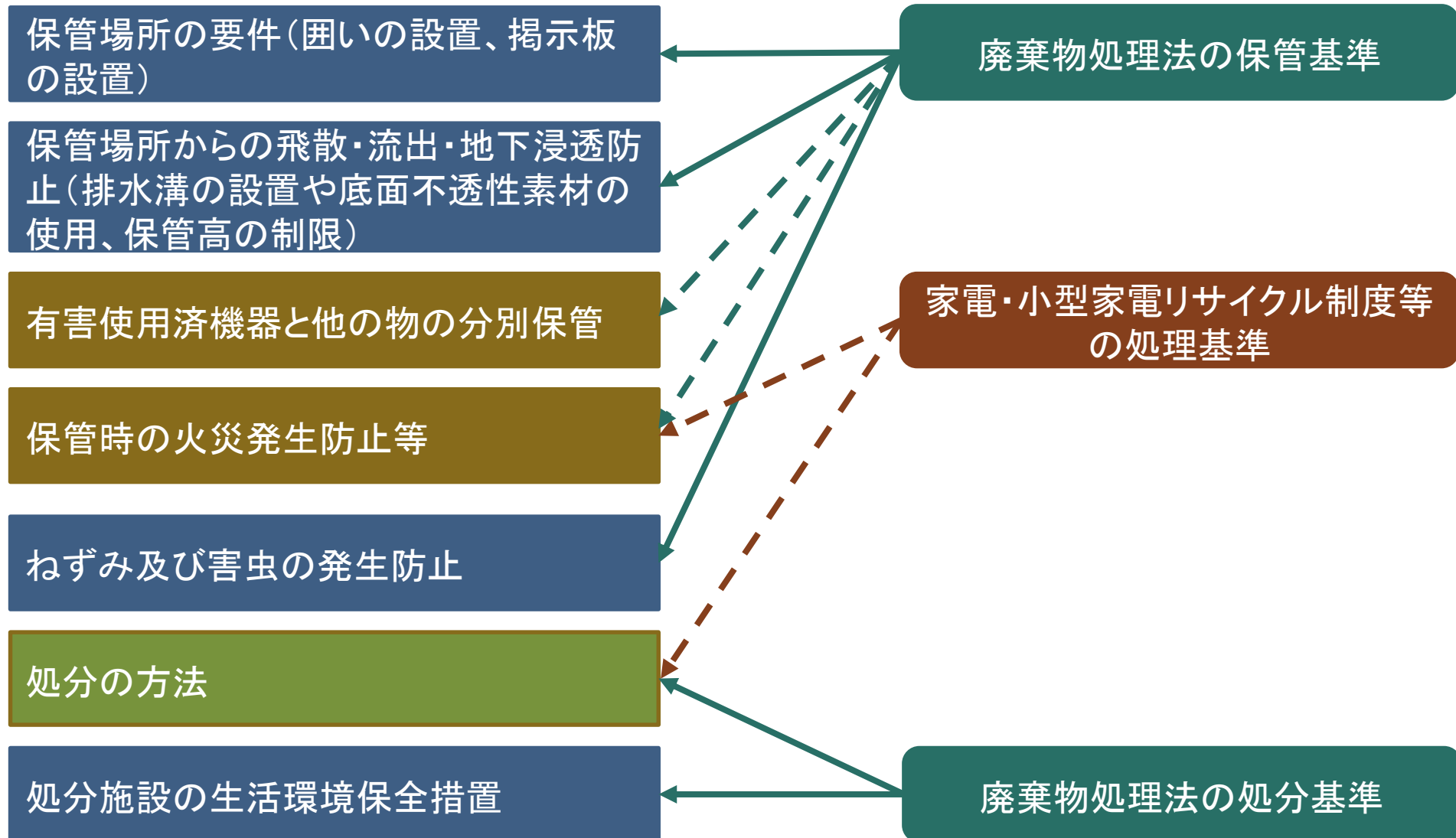
■ 具体的な規定

- 保管場所の要件(囲いの設置、掲示板の設置)
- 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止(排水溝の設置や底面不透性素材の使用、保管高の制限)
- 有害使用済機器と他の物の分別保管
- 保管時の火災発生防止等
- ねずみ及び害虫の発生防止
- 処分の方法(飛散・流出防止、フロン回収等処分実態に応じて規定)
- 処分施設の生活環境保全措置などについて規定することによいか

※政省令やガイドライン等を組み合わせて規定することを想定

②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準

整備方針(案)に基づく基準設定のイメージ



②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準

(参考)廃棄物処理法の基準(産業廃棄物保管基準)

廃棄物処理法施行規則

(産業廃棄物保管基準)

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準

(参考)廃棄物処理法の基準

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

ハ その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準

(参考)鳥取県使用済物品放置防止条例における保管等の基準

(5) 第8条 (保管等の基準)

条例

第8条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を屋外で保管するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。

ア 周囲に囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済物品の保管場所である旨その他使用済物品の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 使用済物品が飛散し、又は流出しないものであること。

イ 使用済物品から汚水又は廃液が漏れ出し、及び地下に浸透しないものであること。

ウ 使用済物品から悪臭が発散しないものであること。

エ 規則で定める高さを超えて使用済物品を積み上げないものであること。

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの

2 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を運搬するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 使用済物品の飛散及び流出を防止することができる構造又は設備を有する車両を使用すること。

(2) 車両の前後に、規則で定めるところにより、使用済物品を運搬する車両である旨その他必要な事項を表示すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な運搬を図るための基準として規則で定めるもの

3 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

規則

(保管基準)

第5条 条例第8条第1項第1号イの掲示板は、様式第3号によるものとする。

2 条例第8条第1項第2号エの規則で定める高さは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の6第1号又は第2号に規定する高さとする。

3 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 周囲の囲いは、次の要件を満たすもの又はそれと同等以上と認められるものであること。

ア 地盤面より1メートル80センチメートル以上の高さがあること。

イ 素材が鋼製ネットフェンス、波形亜鉛引鉄板又はこれらに類するものであること。ただし、粉じんが飛散するおそれがある場合は、波形亜鉛引鉄板であること。

ウ いずれかの一面に内部が目視できる窓を設けること。

エ 支柱が耐久性のある材質であること。

オ 出入口が施錠されていること。

カ 使用済物品の荷重が直接かかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

(2) 汚水が生じるおそれがある使用済物品を保管する場合にあっては、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。

(収集又は運搬の基準)

第6条 条例第8条第2項第2号の表示は、様式第4号の表示板によるものとする。

2 条例第8条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条第1号カに掲げる物品の収集又は運搬を行う場合にあっては、当該物品が風雨にさらされることのない構造又は設備を有する車両を使用すること。

(2) 第3条第2項の規定により交付された届出書(その記載事項に変更があった場合は、当該変更を記載したもの)の写しを携行すること。